

①

戸籍証明書等交付申請書

神川町長 殿

※請求には本人確認資料が必要です。
その他の注意事項は裏面に記載されています。

令和 年 月 日	
請求者 (ア)	住所 <input type="checkbox"/> 神川町大字 電話番号 ()
	氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日 大・昭平・令 年 月 日
窓口に来た方 (請求者と違うとき) (イ)	住所 電話番号 ()
	氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日 大・昭平・令 年 月 日
必要な戸籍等 の表示 (ウ)	本籍 神川町大字
	筆頭者の氏名
	個人事項証明(抄本)の場合 必要な方の氏名
(ア)の人と(ウ)の人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 夫又は妻 <input type="checkbox"/> 父母又は祖父母 <input type="checkbox"/> 子又は孫
請求の理由	<p>請求者が上記に該当しない場合には、下記のいずれかにチェックをつけた上で、請求の理由を詳細に記載してください。</p> <input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
証明書の種類	何が必要ですか。必要なものにチェックをつけて、通数を記入してください。
	<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍に記載されている方全員の証明 通
	<input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) 通
	<input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄本・抄本 通
	<input type="checkbox"/> 除籍全部事項証明書(除籍謄本) 除籍に記載されている方全員の証明 通
	<input type="checkbox"/> 除籍個人事項証明書(除籍抄本) 通
	<input type="checkbox"/> 戸籍・除籍一部事項証明書 必要な方の名前 () 必要な事項 () 通
	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票 (全員・一部) 通
	<input type="checkbox"/> 身分証明書 通
<input type="checkbox"/> 受理証明書 <input type="checkbox"/> 届書記載事項証明書 証明に必要な届 () 届 届出の年月日 (年 月 日) 通	
町使用欄	(ア)と(イ)の人が違う場合の権限確認書類 委任状 戸籍謄本 登記事項証明書 資格証明書 社員証 身分証明書 その他 ()
	【本人確認】 免・パ・在・住・個・その他(保 +) 【手数料】 【預かり金額】 【おつり】

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

交付申請書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

5. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

6. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

7. 押印の要否について

交付申請書には、窓口に来た方の署名又は記名押印が必要です。

8. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、
刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。

②

住民票の写し等交付申請書

神川町長 殿

※請求には本人確認資料が必要です。
その他の注意事項は裏面に記載されています。

令和 年 月 日	
請求者 (ア)	住所 <input type="checkbox"/> 神川町大字 電話番号 ()
	氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日 大・昭 年 月 日 平・令
窓口に来た方 (請求者と違うとき) (イ)	住所 <input type="checkbox"/> 神川町大字 <input type="checkbox"/> (ア)と同じ 電話番号 ()
	氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日 大・昭 年 月 日 平・令
請求する 住民票等の 内容 (ウ)	住所 神川町大字 <input type="checkbox"/> (ア)と同じ
	世帯主の氏名 <input type="checkbox"/> (ア)と同じ
	世帯の一部の人の場合、必要な人の氏名 <input type="checkbox"/> (ア)と同じ
(ア)の人と(ウ)の人との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人と同一世帯の人	
請求の理由	請求者が上記に該当しない場合には、下記のいずれかにチェックをつけた上で、請求の理由を詳細に記載してください。
	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出 <input type="checkbox"/> その他 ()
住民票等の種類	何が必要ですか。必要なものにチェックをつけて、通数を記入してください。
	<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 通
	<input type="checkbox"/> 世帯の一部の人の住民票 通
	<input type="checkbox"/> 住民票の除票 通
	【住民票の表示方法】※必要な内容に○をつけてください。 1. 住所・氏名・生年月日・前住所 4. 全部(年金申請など) 2. 1+世帯主+続柄 5. 住民票コード 3. 1+本籍+筆頭者(運転免許証など) 6. 個人番号
	【外国人記載事項】 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 国籍・地域 <input type="checkbox"/> 第30条45規定区分(例:中長期在留者、特別永住者等) <input type="checkbox"/> 在留カード等の番号 <input type="checkbox"/> 在留資格、在留期間等、在留期間の満了の日 【通称履歴有無】 <input type="checkbox"/> 通称履歴有り <input type="checkbox"/> 通称履歴無し
	<input type="checkbox"/> 記載事項証明書 通
	<input type="checkbox"/> 閲覧 (人・ 時 分～ 時 分) 件
<input type="checkbox"/> その他 () 通	
町使用欄	(ア)と(イ)の人が違う場合の権限確認書類 委任状 戸籍謄本 登記事項証明書 資格証明書 社員証 身分証明書 その他 ()
	【本人確認】 【手数料】 【預かり金額】 【おつり】 免・パ・在・住・個・その他(保 +)

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために住民票の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

住民票等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

住民票の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

交付申請書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

4. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

(ご夫婦、親、兄弟、子等でも世帯が別であれば、委任状が必要となります。)

5. 押印の要否について

交付申請書には、窓口に来た方の署名又は記名押印が必要です。

6. 罰則

偽りその他不正な手段により、住民票の写し等の交付を受けた者は、
刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。